

## 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱

(令和7年8月5日付け7障第462号健康福祉部長通知)  
(令和8年1月21日付け7障第843号健康福祉部長通知)

(趣旨)

第1 この要綱は、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務負担効率化を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進することを目的に、障害福祉事業者が介護ロボットやICTを導入する際の経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象事業)

第2 交付の対象事業は、障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業実施要綱（令和8年1月15日付け障発0115第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）（以下「実施要綱」という。）に基づき、長野県内（長野市及び松本市を除く。）に所在する障害福祉サービス事業所等において実施される事業とする。ただし、第3（1）については、長野市及び松本市に所在する障害児入所施設を含む。

(交付の対象者)

第3 交付の対象者は、実施要綱において規定される下記の事業者とする。

(1) 介護ロボット等の導入支援事業

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児入所施設事業者、障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者（以下、「障害者支援施設事業者等」という。）とする。

(2) ICTの導入支援事業

ア ICT機器の導入支援

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

イ AIカメラ等の導入支援

障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者を除いた事業者（以下、「障害福祉事業者等」という。）とする。

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

障害福祉サービス事業者等とする。

イ 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者とする。

(交付対象経費及び交付額の算定方法)

第4 交付対象経費は、別表の第2欄に定めるものとする。

2 補助金の交付額は、次により算出された額とする。

(1) 施設又は事業所ごとに、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された施設又は事業所ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、サービスの指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として別表の第1欄の1施設・事業所当たりの基準額を適用するものとする。

(交付の条件)

第5 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する内容の変更をしようとするときは、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更については、この限りではない。
  - ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでないもの
  - イ 補助金の増額がなく、かつ補助対象経費が20%以上変更とならないもの
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに知事に報告して、その承認又は指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等（共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。）の資金提供を受けてはならないこと。
- (8) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (9) 別に定める期限までに、実施要綱7(1)による報告、同(3)による報告及び公表を行うこと。また、当該報告及び公表状況について、国及び県が介護ロボット等やICTの活用事例として公表等を行うことに同意すること。
- (10) 実施要綱7(4)、(6)、(7)に定める要件を満たすこと。

(申請書の様式、関係書類及び提出期限)

第6 規則第3条に規定する申請書及び関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付申請書（様式第2号）
- 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業事業計画総括表（様式第3-1号）
- 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業事業計画書（様式第3-2号）
- 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業積算内訳書（様式第3-3号）
- 補助事業に係る歳入歳出予算（見込）書抄本

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る

消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第11第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

(変更承認の申請等)

第7 第5の規定による変更等の承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとするとき 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第5号)

(実績報告書の様式、関係書類及び提出期限)

第8 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書及び関係書類は、次に掲げるとおりとする。

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金実施報告書(様式第6号)  
障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業事業実績総括表(様式第7-1号)  
障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業事業実績報告書(様式第7-2号)  
障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業積算報告書(様式第7-3号)  
補助事業に係る歳入歳出決算(見込)書抄本

- 2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認通知書を受領した日とする。)から起算して10日を経過した日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付の請求)

第9 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付(概算払いを含む。)を請求しようとするときは、障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金支払請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(事前着手)

第10 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

- 2 障害福祉サービス事業者等及び障害児入所施設事業者は、交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業事前着手届(様式第9号)を知事に提出するものとする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第11 第6第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

- 2 第6第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第1号)により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(書類の提出部数)

第12 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、1部とする。

附 則

この要綱は、令和7年8月5日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月21日から施行し、令和7年度補正予算の補助金から適用する。

## 別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>(1) 障害福祉分野のロボット等の導入に伴う経費 (注1) 1 施設・事業所当たり ・障害者支援施設 2,100 千円 ・グループホーム 1,500 千円 ・上記以外の事業所 1,200 千円</p> <p>1 機器当たり ・移乗介護、入浴支援において使用するロボット等 1,000 千円 ・移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援、機能訓練支援、栄養管理支援において使用するロボット等 300 千円</p> <p>(2) ICTの導入に伴う経費(注2～6) 1 施設・事業所当たり 1,000 千円</p> <p>(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入に伴う経費 1 施設・事業所あたり 10,000 千円</p> <p>ア介護テクノロジーのパッケージ型の導入に伴う経費</p> <p>イ見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境設備に係る経費(障害者支援施設、グループホームのみ)(注7)</p>	<p>(1) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費(ロボット等の購入費用に限る。)、使用料及び賃借料(ロボット等のリース料及びレンタル料に限り、当該年度末までの費用を限度額とする。)、及び役務費(ロボット等の初期設定に要する費用に限る。)</li> <li>・介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。</li> </ul> <p>(2) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの導入支援事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を補助対象とする。</li> <li>・当該年度中に係る経費のみを対象とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。</li> <li>・インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的、趣旨から逸脱している経費は対象外とする。</li> </ul> <p>(3) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護ロボット等やICTを複数組み合わせ導入する障害福祉サービス事業者等に対して、介護テクノロジーのパッケージ型の導入支援を行う。</li> <li>・介護ロボット等やICTの導入における要件や補助対象等については、(1)～(2)を準用する。ただし、パッケージ型の導入支援を行う場合は、別表1基準額(1)に規定する介護ロボット等の1機器当たりの上限額については適用しない。</li> </ul> <p>(3) イについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</li> <li>・見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。</li> </ul>	<p>3 —以内 4</p>

(注1) 補助の対象となる介護ロボット等とは、次の①から③の全ての要件を満たすものをいう。複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。

① 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

② 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

③ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(注2) 補助対象となる機器等は、

i 情報端末（タブレット端末、スマートフォン等ハードウェア、インカム）

ii ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

iii AIカメラ等

iv 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）

v 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

とする。

(注3) 補助対象となる機器等のうち、iの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアを補助対象とする。

(注4) 補助対象となる機器等のうち、iiのソフトウェアについては、「業務支援」又は「バックオフィス業務」のいずれかを一気通貫（転記等の業務が発生しないもの。複数のソフトウェアを組み合わせで一気通貫で行う場合も対象とする。）で実施する環境を実現する商用製品に限り、補助対象とする。

(注5) 補助対象となる機器等のうち、iiiのAIカメラについては、防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するものとし、共用スペースや、建物内外の死角にあたる場所等が撮影範囲となるよう設置するものを補助対象とする。また、個人情報保護法（平成15年法律第57号）の規定を遵守するとともに、利用者や来訪者がカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置すること。さらに、撮影した映像等を警察に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。加えて、カメラの設置について、利用者や家族等に事前に周知することとし、映像の保管管理体制の整備を行うとともに、本来の目的外で第三者に提供しないこと。

(注6) 補助対象となる機器等のうち、ivの通信環境機器等、vの保守経費等については、iの情報端末、iiのソフトウェア、iiiのAIカメラの導入に必要なものに限り補助対象とする。

(注7) 通信環境整備に係る対象経費については、以下を対象とする。

・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）

・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）

・見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られ

る情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)